

6. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成21年度 第3四半期 会計期間末	平成20年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,428,762	2,870,669
基金等	529,487	515,531
価格変動準備金	182,984	177,522
危険準備金	470,451	458,323
一般貸倒引当金	2,373	2,340
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	883,710	359,996
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	372,048	386,766
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	786,719	767,164
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
控除項目	—	—
その他	100,986	103,025
リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	565,502	522,540
保険リスク相当額 R1	128,273	131,716
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	51,131	52,927
予定利率リスク相当額 R2	71,413	79,303
資産運用リスク相当額 R3	443,882	389,191
経営管理リスク相当額 R4	14,017	13,187
最低保証リスク相当額 R7	6,190	6,213
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,212.6%	1,098.7%

- (注) 1. 平成20年度末については、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。平成21年度第3四半期会計期間末については、これらの規定に準じて当社が合理的と判断する方法で算出しています。
2. 「控除項目」は、平成8年大蔵省告示第50号第1条の2に規定する他の保険会社または保険業法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる子会社等の資本調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、当社では該当項目はありません。
3. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。